

夜間金庫規定

令和2年4月1日改定

1. 利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。但し、「ぎふしんプラザ (G-PLAZA)」にて夜間金庫を利用されているお客さまに限り、「ぎふしんプラザ (G-PLAZA)」が属する母店の本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金への入金についても一部取扱います。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する6月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料等

(1) 夜間金庫の使用料は、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の料金により1年分を前払いするものとし、毎年7月1日（休日の場合は翌営業日）に本人が指定した預金口座から払戻しのうえ使用料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます）・当座勘定規定または当座貸越契約書および当座貸越約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合、使用料は払戻しいたしません。

(4) 夜間金庫の入金袋使用料は、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の料金により翌1ヵ月分を前払いするものとし、毎月13日（休日の場合は翌営業日）に本人が指定した預金口座から払戻しのうえ入金袋使用料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます）・当座勘定規定または当座貸越契約書および当座貸越約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。なお、本使用料を変更する場合、変更後最初に到来する使用料引落日から適用します。また本使用料についても前3項を適用するものとします。

(5) 夜間金庫用の入金記録帳発行の都度、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の金額を入金記録帳発行手数料として支払うものとし、本人が指定した預金口座から払戻しのうえ発行手数料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます）・当座勘定規定または当座貸越契約書および当座貸越約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

4. 利用方法

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を当金庫所定の入金票および通帳等とともに、当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」といいます。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金袋には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

5. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後に、当金庫が算当確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

なお、営業日の8:30~9:00に投入された分は、翌営業日の処理になる場合があります。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

6. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. 鍵の保管等

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. 鍵、入金袋の喪失・毀損

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったときまたは毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合の修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉錠、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について「1. 利用目的」に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

10. 解約等

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。

11. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上